

豊岡市立但東中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月2日更新

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 校内組織体制

・いじめ対応チーム

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、担任、学年生徒指導担当、養護教諭、部活動担当、不登校担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等を配置する。 ※事案により柔軟に編成する。

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1）基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、人として決して許される行為ではない。本校の生徒にあってもその危機感を常に持ち続け、指導にあたっていく。その際、生徒同士が豊かな人間関係を築き、安心・安全に過ごしていける「いじめが起こらない学級・学校づくり」をいじめの未然防止のための基盤とする。

そのために、以下の5点を重点的に取り組む。

- ①生徒同士が互いを認め合い、支え合っている学級づくり
- ②「分かる授業」を工夫し、達成感をもてる授業づくり
- ③学年・学校行事を通して、学級の中での自己有用感の育成
- ④道徳教育を充実し、道徳的実践力の育成
- ⑤子どもと向き合う時間の確保

（2）研修の充実

- いじめについての共通理解
- 教職員の資質向上のための校内研修
 - ・学級経営や授業づくりの実践的な研修
 - ・人間的なふれあいに基づいた生徒理解・生徒指導について
 - ・「気になる生徒」の情報共有と効果的な指導・支援方法について
 - ・いじめを発見した時の指導体制の理解と事後指導のあり方について
 - ・いじめの態様を理解し、いじめに気づく力を高めるための実践的な研修
 - ・生徒の心に響く道徳の授業づくりについて
- ネット上のいじめへの対応
 - ・保護者、教員向け情報モラル研修会の実施（7月）
 - ・生徒向け情報モラル研修会の実施（7月）

(3) 生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・学級活動、学年・学校行事の充実
- ・体験活動の充実（トライやる・ウィーク、ふれあい育児体験、ふるさと学習など）
- ・生徒会活動の充実

自治的自主的な学校生活の創造

- ・縦割り清掃班の実施

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・地域に信頼される学校づくり

オープンスクール、学校・学年・学級通信、学校ホームページ、学校評議員会など、

- ・豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月、12月）
- ・子どもと心でつながる市民会議
- ・学校・警察連絡会議（毎月1回）

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。また、いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。そのため、常日頃から、生徒一人一人の表情や生徒を取り巻く環境に目を配り、些細な変化も見逃さない。学級担任だけではなく、全職員の目で観察し、学級、学年の枠を越えて情報交換を密にする。また、家庭との協力態勢を組み、生徒の変化に対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・生活ノートの日記
- ・定期的なアンケート（5月、9月、1月）
- ・子どもの心を理解する強化月間での教育相談（個別面談）の実施（5月、9月、1月）

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応をする。その際、一人で抱え込まず、いじめ対応チームと共に組織的に対応する。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に指導を行う。いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係生徒に適切な指導を行う。
- ただちに、学級担任、生徒指導担当（「いじめ対応チーム」）に連絡し、管理職に報告する。
- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
 - ・いじめの情報を伝えにきた生徒から話を聞く場合には、時間と場所を配慮する。
 - ・登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く態勢を強化する。
- 正確な実態把握に努める
 - ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、情報を共有する。
 - ・いじめている生徒からは、いじめを行うに至った経緯や心情を聞き取る。
 - ・周囲の生徒や保護者など第三者からも情報を得る。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

[いじめられた生徒に対して]

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感する
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

[保護者に対して]

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

[いじめた生徒に対して]

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめが人として決して許されない行為であること。
- ・いじめられる側の気持ちを認識させること。

[保護者に対して]

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめ肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- ・解決後も継続して複数の目で観察し、折に触れ指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ◇ネット上のいじめとは…パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなど

の方法により、いじめを行うもの。

[保護者に伝えたいこと]

- ・子どもたちのパソコンや携帯電話などを第一義的に管理するのは家庭であること。
- ・携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・フィルタリングだけでなく、家庭でのルールをつくること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。

[情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント]

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名で書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

[関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応]

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・被害の拡大を防ぐために、警察等の専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。
- ・チェーンメールを受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となることを認識させる。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、問題の解決に向けて必要な支援を受けるとともに、必要に応じて「出席停止」「就学校の変更」「区域外就学」の措置を講じる。
- ・学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案は、早期に所轄の警察に相談し、連携して対応する。
- ・生徒の生命・身体のおびやかされる場合には、直ちに警察に通報する。
- ・いじめた生徒のおかれた背景に家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センター、福祉事務所、民生・児童委員の協力を得ることも視野に入れて対応する。